

令和2年第2回総会議事録

黒石市農業委員会

議 事 録

- 1 開催日時 令和2年2月13日(木) 午前8時52分～午前9時22分
- 2 開催場所 産業会館4階 大会議室
- 3 出席委員 (13人)

会 長	7番 木 立 康 行		
会長職務代理者	9番 佐 藤 孝 文		
委 員	1番 長 内 康 之	2番 木 村 功	
	3番 高 橋 英 子	4番 館 野 哲 雄	
	5番 工 藤 勝 彦	6番 大 平 成 年	
	8番 工 藤 元 伸	10番 東 良 一 夫	
	11番 佐 藤 国 雄	12番 佐 山 秀 夫	
	13番 佐 藤 米 一		
- 4 欠席委員 (0人)
- 5 出席農地利用最適化推進委員 (6人)

・浅瀬石・追子野木地区	佐 藤 仁	・黒石地区	高 木 一 弥
・沖揚平・厚目内地区	森 山 栄 治	・山形地区	山 口 貴 佳
・六郷地区	加 藤 浩 揮	・中野地区	櫻 庭 太 志
- 6 欠席農地利用最適化推進委員 (0人)
- 7 議事参与の制限委員 (2人) 7番 木 立 康 行 8番 工 藤 元 伸
- 8 付議案件

報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第5号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第6号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第7号 農用地利用集積計画の決定について

議案第8号 贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明(農業経営)について
- 9 事務局職員

事務局長	高 谷 倉 英
局長補佐・農政係長	大 溝 恵 水
農地係長	福 士 博 幸
主任主事	佐々木 孝 二
主任主事	山 口 みなみ

高 谷 局 長	定刻前ですが、出席予定の方が全員お揃いになりましたので会議を始めます。 それでは、会議規則第4条の規定により会長が議長となり、会議を進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
議 長	(開会のあいさつ) 黒石市農業委員会憲章の唱和を佐藤孝文職務代理者をお願いします。
職務代理者	ご起立願います。 私が読み上げますので、一、農業委員会は、の次からご唱和をお願いします。 黒石市農業委員会憲章 一、農業委員会は、(全員で唱和) ありがとうございました。
議 長	ただいまから、令和2年第2回黒石市農業委員会総会を開会いたします。 在任農業委員中、出席委員が13人で、定足数に達しておりますので本日の会議は成立いたします。 また農地利用最適化推進委員につきましても、6人が出席しております。 次に、議事録署名者並びに書記の選任についてお諮りいたします。
委 員	「議長一任」の声
議 長	議長一任の声がありますので、私から指名いたします。 議事録署名者には、6番大平成年委員、11番佐藤国雄委員をお願いします。 書記には事務局の大溝補佐をお願いします。 なお、総会の議案書は、事前に各委員に配付しておりますので、事務局には要点の説明をお願いします。 議案の審議に入る前に、報告第3号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
佐々木主任主事	報告第3号は、農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。 令和2年1月受理分は、相続が10件、総面積64,608㎡、田が22筆40,253㎡、平畑が5筆3,363㎡、樹園地が7筆20,992㎡となっております。 以上です。
議 長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、次に報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を事務局から報告をお願いします。

佐々木主任主事	報告第4号は、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。 受付番号1番は、上十川字村元二番ほかの田、4筆合計15,166㎡を賃借人の都合により令和2年1月6日に合意解約したものです。 受付番号2番は、袋井町字川原田の田、793㎡を賃貸人の都合により令和2年1月24日に合意解約したものです。 以上です。
議 長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、以上で報告を終わります。 それでは、議案第5号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
佐々木主任主事	議案第5号は、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。 別紙で説明いたします。 今回の申請は、所有権移転が2件です。 受付番号1番は、三島字宮元の畑、73㎡を耕作便利のため売買により取得するものです。 受付番号2番は、浅瀬石字浅瀬石山の樹園地、1,243㎡を耕作便利のため売買により取得するものです。 以上の申請につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。 なお、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査にあたった委員より報告があります。 以上です。
議 長	それでは、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査を行った6番大平成年委員に報告をお願いします。
大平成年委員	今回申請があった農地について、去る2月4日、工藤勝彦委員、櫻庭太志推進委員、私と事務局を交えて、申請書及び添付書類等の審査並びに現地調査した結果を報告します。 (1)の所有権移転です 受付番号1番は、耕作便利のため売買により取得するものです。現況は平畑となっておりますが保全管理です。権利取得後は、トマトの栽培を行う予定です。

		受付番号2番は、耕作便利のため売買により取得するものです。現況はりんど畑で、権利取得後も同一の農業経営が行われます。 今回申請があった2件は、権利を取得することで周辺農地の農業上の利用には影響ありません。 以上です。
議	長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委	員 一 同	「異議なし」の声
議	長	ご異議がありませんので、議案第5号は原案のとおり決定いたします。 次に、議案第6号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
福 士 係 長		議案第6号は、農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。 内容については、別紙で説明いたします。 受付番号1番は、申請人は記載のとおりです。 土地表示は、追子野木二丁目、登記地目、現況地目ともに田となっております。 面積は、1, 434㎡であり、作業場及び倉庫建築用地として取得し、利用したいとのことです。 この場所は、第3種農地でありますので、問題ないものと思われます。 受付番号2番は、申請人は記載のとおりです。 土地表示はあけぼの町、登記地目は田、現況地目は畑となっております。 面積は、3, 654㎡であり、駐車場及び荷捌き場用地として取得し、利用したいとのことです。 この場所は、第3種農地でありますので、問題ないものと思われます。 受付番号3番は、申請人は記載のとおりです。 土地表示は袋井町字川原田、登記地目、現況地目ともに田となっております。 面積は、793㎡であり、太陽光発電施設用地として取得し、利用したいとのことです。 この場所は、第3種農地でありますので、問題ないものと思われます。 受付番号4番は、申請人は記載のとおりです。 土地表示は田、現況は畑となっております。 面積は323㎡であり、住宅建築用地として利用したいとのことです。

	この場所は、第3種農地でありますので、問題ないものと思われます。 なお、申請地の詳細については、聞き取り及び現地調査を行った委員から報告があります。 以上です。
議 長	それでは、聞き取り及び申請地の現地調査を行った6番大平成年委員に報告をお願いします。
大平成年委員	今回5条申請があった土地について、去る2月4日 工藤勝彦委員、櫻庭太志推進委員、私と事務局を交えて、聞き取り及び現地調査した結果を報告します。 受付番号1番は、作業場及び倉庫建築用地として、取得し利用するものです。 場所は、追子野木小学校から西へ約510mに位置しております。 申請理由を聞き取りしたところ、申請者は建築業を営んでおり、建物及び敷地を借り受けして事業を展開しているとのことですが、借地では道路事情が悪く、敷地も狭いことから移転先を探していたとのこと。 この度の申請地は、道路幅員が十分な市道に面しており、また、作業場・倉庫建築用地とも十分となる事業用地を確保できるとのことです。 周辺農地に被害が出ないように、敷地周辺には緑化を施し、安定勾配の法面とするとしています。雨水は地下浸透とし、雑排水は下水道に放流するとのこと。 受付番号2番は、駐車場及び荷捌き場として、取得し利用するものです。 場所は、黒石商業高校から北東へ約320mに位置しており、申請者の事業所の隣地です。 農地パトロールでは、駐車場として無許可転用していることで確認した場所です。 申請理由を聞き取りしたところ、農地法の違反とは知らず、農地の所有者と相対で賃貸借をしていたとのこと。 農業委員会からの通知を受け、違法状態であることを知り、適正な土地利用とするために農地の所有者と話し合いをして、申請に至ったとのこと。 顛末書も添付されており、寛大なご配慮を賜りたいとのこと。 駐車場の路面は砂利を敷均し、整地して利用するとのこと、雨水は地下浸透とするとのこと。 宅地で囲まれた農地であるため、周辺に影響を及ぼすことは無いと思われます。 受付番号3番は、太陽光発電施設用地として、取得し利用するものです。 この場所は、黒石市役所境松庁舎から南へ約450mに位置しております。 申請理由を聞き取りしたところ、申請者は電力供給業を営んでおり、事業拡大のため取得し利用するとのこと。 隣接地には、申請者が管理する太陽光発電施設用地があり、一帯で管理したいとのこと。 太陽光パネルの設置では簡易な整地を行い、コンクリート基礎に設置すると

		のことです。 太陽光パネル設置後の投影図が添付されており、影は周辺の農地に出ておらず、営農に影響を及ぼすことはないものと考えられます。 受付番号4番は、住宅建築用地として取得し、利用するものです。 この場所は、黒石東小学校から西へ約70mに位置しております。 宅地で囲まれた農地であるため、周辺に影響を及ぼすことは無いと思われます。 以上、今回の申請について、聞き取り及び現地調査を行い、申請内容等を審査した結果、周囲の農地への被害防止計画、土地利用計画及び資金計画から判断して、転用することで周辺の農地に影響を及ぼすことはなく、問題ないものと考えられます。 以上です。
議	長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委	員 一 同	「異議なし」の声
議	長	ご異議がありませんので、議案第6号は、原案のとおり決定いたします。 次の議案第7号につきましては、8番工藤元伸委員が審議対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案審議開始から終了まで退席をお願いします。 また私の親族が審議対象になっておりますので、議事参与の制限により退席いたしますので、議長を佐藤孝文職務代理者をお願いします。 (木立康行会長、工藤元伸委員退席)
議	長 (職務代理者)	議案第7号の審議終了まで議長を務めさせていただきますので、ご協力のほど、よろしくお願いします。 それでは、議案第7号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
山口主任主事		議案第7号は、黒石市長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたい旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。 別紙で説明いたします。 今回の申請は、使用貸借権設定が2件、賃借権設定が11件、所有権移転が4件です。 (1) 使用貸借権設定です。

受付番号1番は、花巻字村家岸ほかの畑と樹園地、3筆合計4,081㎡を5年間で新規設定するものです。

受付番号2番は、袋字村元ほかの樹園地、3筆合計4,686㎡を20年間で新規設定するものです。

受付番号1番・2番ともに、新規農家ですので後ほど聞き取りを行った委員より報告があります。

(2) 賃借権設定です。

受付番号1番は、馬場尻西の田、5,949㎡を5年間10a当たり12,000円で再設定するものです。

受付番号2番は、赤坂字東池田の田、2,405㎡を5年間10a当たり12,000円で再設定するものです。

受付番号3番は、浅瀬石字広田の田、2筆合計6,304㎡を10年間10a当たり10,000円で再設定するものです。

受付番号4番は、浅瀬石字扇田の田、3,259㎡を10年間10a当たり10,000円で再設定するものです。

受付番号5番は、浅瀬石字扇田ほかの田、6筆合計8,738㎡を10年間10a当たり10,000円で再設定するものです。

受付番号6番は、黒石字浄光寺の田、3,626㎡を10年間10a当たり12,000円で経営規模拡大のため新規設定するものです。

受付番号7番は、中川字富田の田、1,810㎡を5年間10a当たり15,000円で再設定するものです。

受付番号8番は、中川字富田ほかの田、4筆合計7,102㎡を5年間10a当たり12,000円で再設定するものです。

受付番号9番は、追子野木三丁目の田、3,709㎡のうち1,800㎡を10年間10a当たり10,000円で再設定するものです。

受付番号10番は、浅瀬石字村上ほかの田、4筆合計4,192㎡を10年間10a当たり10,000円で再設定するものです。

受付番号11番は、松原の田、2,658㎡を10年間10a当たり10,000円で経営規模拡大のため新規設定するものです。

(3) 所有権移転です。

受付番号1番は、石名坂字村ヨリ西の樹園地、2筆合計4,097㎡を経営規模拡大のため所有権移転するものです。

受付番号2番は、三島字宮元の田、2筆合計3,040㎡を経営規模拡大のため所有権移転するものです。

受付番号3番は、赤坂字西田の田、2筆合計2,062㎡を経営規模拡大のため所有権移転するものです。

受付番号4番は、袋字村元の樹園地、2,873㎡を経営規模拡大のため所有権移転するものです。

以上、計画書の内容及び申し出のあった際の聞き取りにより、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。なお、新規農家の聞き取りを行った委員から報告があります。

	以上です。
議 長 (職務代理者)	それでは、新規農家の聞き取りを行った、6 番大平成年委員に報告をお願いします。
大平成年委員	今回申請があった新規農家について、去る 2 月 4 日、工藤勝彦委員、櫻庭太志推進委員、私と事務局を交えて、聞き取りした結果を報告します。 (1) 使用貸借権設定の受付番号 1 番は、花巻字村家岸ほかの樹園地、3 筆合計 4, 0 8 1 m²を 5 年間貸借するもので、権利取得後は、りんごと桃の栽培を行う予定です。 農作業経験は、実家と貸人である義理の父のもとで、りんごの栽培等を 2 年間行っているとのこと。農業機械等は貸人から借り入れし、津軽みらい農協の組合員として加入・販売するとのこと。また、就農意欲も感じられることから問題ありません。 受付番号 2 番は、袋字村元ほかの樹園地、3 筆合計 4, 6 8 6 m²を 2 0 年間貸借するもので、権利取得後はりんごの栽培を行う予定です。 農作業経験は、親が経営するりんご畑で栽培を 1 0 年間手伝っており、農業機械は、スプレーヤー、自走式草刈機を借り入れするとしています。津軽みらい農協の組合員として加入・販売するとのこと。就農意欲も感じられることから問題ありません。 以上です。
議 長 (職務代理者)	ただいまの報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長 (職務代理者)	質問がないようですので、本案については原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長 (職務代理者)	ご異議がありませんので、議案第 7 号は、原案のとおり決定いたします。 それでは、審議が終了いたしましたので、木立会長と交代いたします。 ご協力ありがとうございました。 (木立康行会長、工藤元伸委員指定席に着く)
議 長	佐藤職務代理者、ありがとうございました。 次に議案第 8 号「贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明（農業経営）について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
佐々木主任主事	議案第 8 号は、贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予の特例を受けている別紙の受贈者は、租税特別措置法第 7 0 条の 4 第 1 項及び地方税法附則第 1 2 条第 1 項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行って

		いることの承認を求めるものです。 なお、証明願が遅延し提出された時は、承認時と事情が異なる場合を除き、追加し承認するものです。 別紙で説明いたします。 贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予の特例を受けている受贈者は、納税猶予の期限が確定するまでの間3年を経過する日までに引き続き猶予を受けたい旨の届出書を、黒石税務署長及び中南地域県民局長に提出しなければならないことになっており、届出書の添付書類として農業委員会の発行する証明書が必要になることから申請があったものです。 (1)は贈与税の納税猶予の継続届出分の受贈者3名、(2)は不動産取得税の徴収猶予の継続届出分の受贈者4名から申請されております。 今回の受贈者7名については、農地基本台帳の確認、本人からの聞き取りをした結果、引き続き農業経営を行っている者として認められ、証明の期間は平成29年1月1日から令和元年12月31日までの3年間となっております。 以上です。
議 長		ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委 員		「なし」の声
議 長		質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同		「異議なし」の声
議 長		ご異議がありませんので、議案第8号は、原案のとおり決定いたします。 これで、議案の審議が終了いたしました。 以上で、令和2年第2回黒石市農業委員会総会を閉会いたします。 午前9時22分 終了 黒石市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名押印する。 令和2年2月13日

議 長 水 互 康 行 

議事録署名者 大 平 成 年 

議事録署名者 佐 藤 国 雄 